

公用旅券用の写真と署名に関する留意事項

公用旅券は公務を遂行する目的で発給されるものです。旅券の写真は本人確認をする上で重要なものであり、公用旅券を外務省へ発給請求する際、発給請求書の「写真」や「署名」等に不具合があると、外務省での審査・作成が円滑に進まず、旅券手配日程等に支障をきたす場合があります。

については、下記の事項について十分ご留意の上、「写真」撮影、「署名」いただくよう、よろしくお願いいたします。

尚、2023年3月27日以降の発給請求分から、旅券の電子請求が開始され、公用旅券用の写真は、データ（JPG形式）でご提出頂きます。写真現物の提出は不要です。

記

1. 写真データ（顔画像）に関する留意事項

（1）服装などの本人にかかる留意事項

- ① 原則以下の服装で撮影された写真データをご提出ください。
公用旅券が国の用務を遂行する上で使用されることにかんがみ、適切な服装で撮影してください。
■男性：襟付きシャツ（無地）、ネクタイ、ジャケット
■女性：襟付きシャツ等（華美でない服装）
- ② 公用にふさわしくない服装、大きいピアスやイヤリングは避ける。
（例：ピンクの柄シャツ、Tシャツ、ポロシャツ、トレーナー、タートルネック等首や顔を覆うような服装、襟ぐりが広く写真に写らない服は不可）
- ③ より確実な本人確認のため、**眼鏡は外して**撮るようお願いいたします。（医療上必要な場合を除く）
眼鏡をかけたことにより、眼鏡のレンズに映り込み、照明の反射、フレームが目にかかっている、顔に眼鏡の影等不適當な写真となってしまう、写真の撮り直しが必要になることが増えています。
- ④ つけまつげ、まつげエクステ、カラーコンタクトレンズ等による華美な化粧は不可。
（口紅、リップグロス、リップクリーム等で唇が光らないようにする。ラメ入りの化粧品は控える。）
- ⑤ 人物と背景、髪と服装や髪飾り、肌と服装の境界が不明瞭にならないようにする。
（例：背景水色に水色の服装。肌色の服装のため肌と同化するもの。髪色と同色で髪と同化し、頭部が変形して見える髪飾りは不可）
- ⑥ 髪が肩にかかる場合は髪を結ぶ、前髪が長い場合は耳にかける等、輪郭や首が隠れないようにする。
- ⑦ 笑顔、口角が上がるなど平常の顔と異ならないようにする。（口を開き必要以上に歯が見えているものは不可）

【お子さんにかかる留意事項】

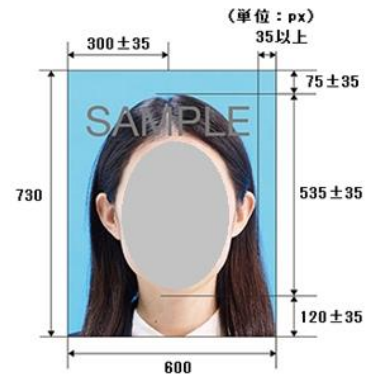
- ① 就学児以上は、原則襟付きシャツ（無地）を着用してください。（制服可）
- ② 幼児についても、公用旅券にふさわしい服装が求められるため、可能な限り襟付きシャツや襟付きブラウスを着用するようにしてください。（Tシャツ、ポロシャツ、トレーナー、タートルネックは不可）
- ③ 乳児は、服装により輪郭が隠れないようにご留意ください。
座れない場合は、無地で淡い水色のシーツに寝かせ、真上から撮影してください。（タオル不可、白色のシーツは認められないため、淡い水色のシーツを強く推奨します。）

(2) 撮影時の留意事項

公用旅券用写真は、写真店での撮影をお願いします。

写真店での撮影の際、以下の点をお伝えして撮影してください。撮影されるご本人も写真店に行く前にご確認ください。

- ① 写真の背景色は、水色による無地（均一）とする
（グラデーション、色むら、影の映り込みは不可、
「白色」の背景色の写真は不可です）
- ② デジタル画像の過剰な圧縮などが原因となって
ノイズ（画像の乱れ）が発生しているものや、
ジャギー（階段状のギザギザ模様）があるものは不可。
- ③ 写真データサイズは、600KB 以内に収め
（縦 730 ピクセル×横 600 ピクセル）
データは JPG 形式にしてください。
- ④ フラッシュ等により、顔、特に額や鼻に著しい「てかり」が出ないようにする。
- ⑤ 髪の毛（1本でも NG）が目にかからないようにする。
- ⑥ フラッシュやライトの形状が瞳に写り込み、黒目の輪郭が欠けないようにする。
- ⑦ 肌、目、輪郭などデータ上で過度な加工をし、平常の顔と異ならないようにする。
- ⑧ 背景を加工し、背景と頭部の境界が不自然にならないようにする。



注) 縦横比は実際と異なります。

(3) 写真データ（顔画像）提出時の留意事項

旅券申請日より遡って「6ヶ月以内」に撮影した写真データをご提出ください。外務省において、過去に発給された一般・公用旅券の写真データと新規に発給請求する写真データとの照合が行われ審査されますので、遵守してください。6か月以上前に撮影した写真は受付されませんのでご注意ください。撮影時期が不明な写真の提出は、控えてください。

(外務省 HP) http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html
「旅券用提出写真についてのお知らせ」PDF もご参照ください。

2. 署名に関する留意事項

所定の用紙に墨又は青の濃いインクでなるべく大きく太くご署名の上、ご提出ください。署名が薄い、かすれている、二度書きしている、線が太すぎて文字がつぶれている場合は、署名の取り直しになることがありますので、ご注意ください。

就学児童は必ず本人が署名してください。就学児童でも特別な事情で本人が署名できない場合は、代理の方が署名してください。

以上